

第二次 指宿市食育推進計画



平成 30 年 3 月

はじめに

「食」は、すべての人が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らしていくために欠かすことのできないものです。

しかし、近年、食生活をめぐる環境は、ライフスタイルや価値観の多様化に伴って大きく変化し、栄養の偏りや食習慣の乱れ、伝統的な食文化の喪失、食の安全性への不安などのさまざまな問題が顕在化しています。

こうした状況の中、本市では平成 25 年に「指宿市食育推進計画」を策定し、本市の豊かな農林水産資源を生かした食育の推進に取り組んできました。

このたび、この計画期間が終了することから、これまでの取り組みの状況や、近年の「食」をめぐる情勢の変化等を踏まえ、新たに「第二次指宿市食育推進計画」を策定いたしました。

本計画においては、「“豊かな資源が織りなす 食と健幸のまち”の実現」を基本理念に掲げ、市民一人ひとりが、豊かな地域資源を生かしたさまざまな体験を通して「食」への感謝と理解を深め、「食」に関する知識や関心を高めることにより、「食」について考え、選択できる力を育成し、生涯を通じた健康づくりが実現できることを目指しています。

計画の推進にあたっては、家庭での食育を基本として、地域・学校・行政など、食に関わる全ての機関が互いに連携し、あらゆる場面で取り組んでいくことが大切です。今後とも、市民の皆さまのご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご協力を賜りました市民の皆さま並びに関係者の皆さまに深く感謝申し上げます。



平成 30 年 3 月

指宿市長 豊留 悦男

目次

第1章 計画の策定にあたって

- 1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 01
- 2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 01
- 3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 01

第2章 食をめぐる現状と課題

- 1. 市民アンケートからみる本市の食生活の現状・・・・・・・・ 03
 - (1) 第1次食育推進計画における数値目標の達成状況
 - (2) アンケート結果から見える現状
- 2. 食をめぐる今後の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 09
 - (1) 食育への関心の度合いと食生活・食習慣
 - (2) 農林漁業体験への関心と実践
 - (3) 地域の伝統的な食文化の継承
 - (4) 地産地消
 - (5) 安心・安全な「食」の確保

第3章 計画の基本理念と目標

- 1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - (1) 健康で豊かな食生活の普及・啓発
(ライフステージに応じた食育の推進)
 - (2) 地域の「食」に対する理解促進
 - (3) 地域の農林水産物の利用促進（地産地消の推進）
 - (4) 「食」の安心・安全確保対策

第4章 具体的な取り組み

1. 健康で豊かな食生活の普及・啓発
（ライフステージに応じた食育の推進）・・・・・・・・・・ 13
 - (1) 乳幼児期における食育
 - (2) 学童・思春期における食育
 - (3) 成年期における食育
 - (4) 高齢期における食育
2. 地域の「食」に対する理解促進・・・・・・・・・・ 17
 - (1) 農林漁業体験の推進
 - (2) 地域に根ざした食文化の普及・継承
3. 地域の農林水産物の利用促進（地産地消の推進）・・・・・・・・ 19
4. 「食」の安心・安全確保対策・・・・・・・・・・ 20

第5章 計画の実現に向けて

1. 推進体制・・・・・・・・・・ 21
 2. 数値目標・・・・・・・・・・ 21
- 用語解説・・・・・・・・・・ 23

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成 25 年 3 月に「指宿市食育推進計画」を策定し、家庭や地域、学校、農林水産物の生産者など、「食」にかかわる関係機関や団体等が連携して、食育の推進に取り組んできました。

この「指宿市食育推進計画」が平成 29 年度末で終了することから、これまでの取り組みの状況や、近年の「食」をめぐる情勢の変化等を踏まえ、「第二次指宿市食育推進計画」を策定するものです。

本市においては、温暖な気候や泉熱、豊富な水資源、基盤整備された広大な農地など、恵まれた環境を生かしてさまざまな農林水産物が年間を通して盛んに生産されています。

これらの豊かな食資源を生かして、関係者の連携のもとに、今後の本市の食育に関する施策を本計画に基づいて総合的かつ計画的に推進していきます。

2. 計画の位置づけ

- ・この計画は、「食育基本法」第 18 条第 1 項に基づく市町村食育推進計画、及び「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」第 41 条に基づく市町村促進計画として位置づけるものです。
- ・この計画は、「指宿市総合振興計画」や「指宿市健康増進計画」など、市の関連計画との密接な連携のもとに展開するものであり、推進にあたっては、各計画との整合性を図ります。
- ・この計画は、本市の食育・地産地消に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものであるとともに、市民、関係機関・団体、行政等が、それぞれの立場で役割を理解し、食育の推進に向けた主体的な取り組みや参加を促進するためのものです。

3. 計画の期間

この計画の期間は、平成 30 年度から平成 39 年度までの 10 年間とします。

なお、状況の変化などが生じた場合は、必要に応じて計画内容を見直します。



第2章 食をめぐる現状と課題

1. 市民アンケートの結果からみる本市の食生活の現状

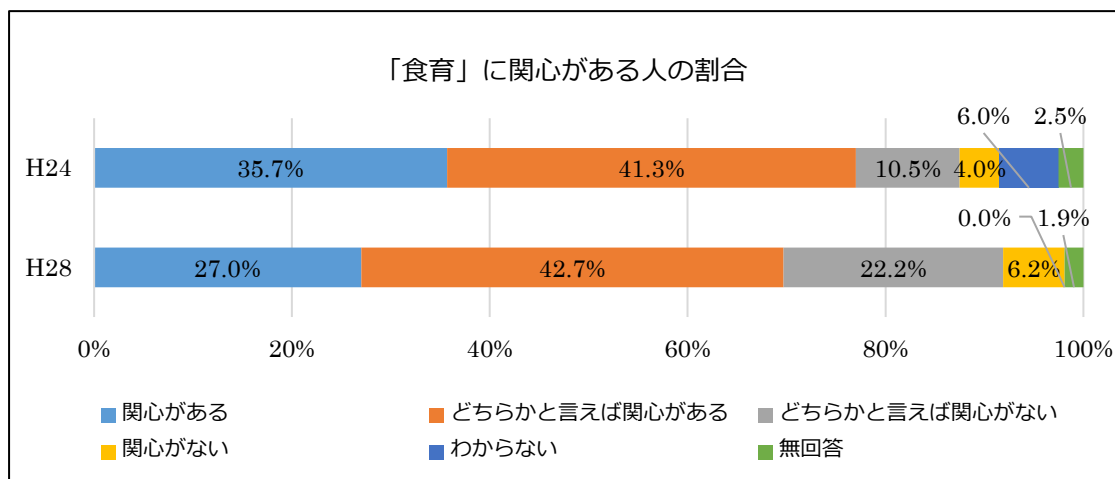
【市民アンケート概要】

- ・調査目的 「指宿市健康増進計画」および「指宿市食育推進計画」の策定にかかる、目標値の達成状況や市民の食生活等の現状・課題を把握し、計画策定の基礎資料として活用するために実施したもの。
- ・調査時期 平成29年1月
- ・調査対象 ①18歳以上の市民 1,251件 (有効回答数518件(41.4%))
②高校生 90件
③中学生 190件
④小学生(保護者が回答) 169件 } (有効回答数434件(96.7%))

(1) 第1次食育推進計画における数値目標の達成状況

① 「食育」への関心度

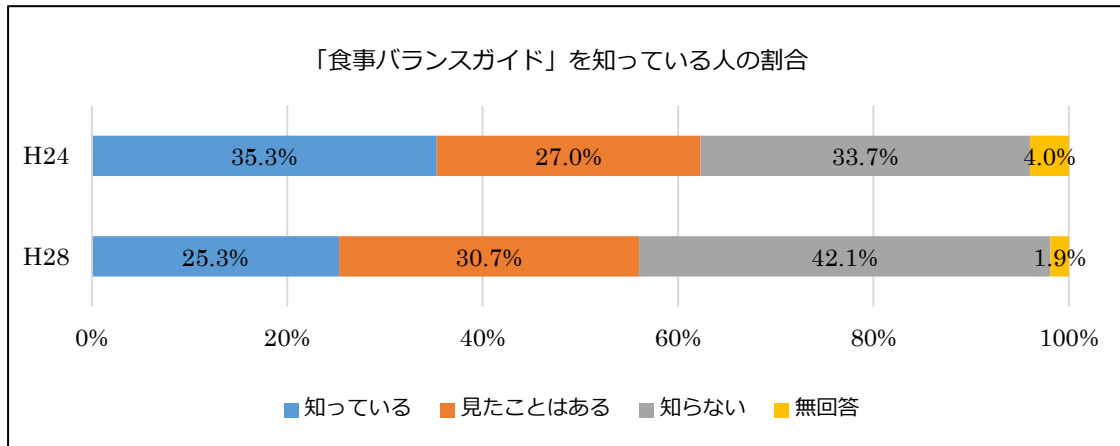
「食育」について関心を持っている人について、第1次計画策定時である平成24年度時点の調査(以下24年度時点と記載)において、「関心がある」または「どちらかといえば関心がある」と答えた人の割合は77%であり、計画終了時点の目標値を90%に設定したものの、平成28年度時点の調査(以下28年度時点と記載)においては69.7%と数字が下がっています。逆に「関心がない」または「どちらかといえば関心がない」と答えた人の割合は、24年度の14.6%から28.4%に上昇しており、関心度が低下していることがうかがえます。



②栄養バランスの取れた食生活への関心と実践状況

24年度時点において、「食事バランスガイド」を知っている人の割合は35.3%でしたが、28年度時点では25.3%と数字が下がっています。

また、28年度時点において、「主食・主菜・副菜を中心としたバランスの良い食事を実践できている」または「おおむね実践できている」と答えた人の割合は、57.7%となっており、県の72.3%と比較して低い数字となっています。



③朝食の摂取状況

朝食を欠食する人の割合（毎日朝食を食べる人以外の割合）は、24年度時点で、小学生8.4%、中学生15.2%、18歳以上11.1%となっており、それぞれの目標値を、小学生と中学生は0%、18歳以上は10%以下と設定しました。しかし、28年度時点では、小学生9.2%、中学生24.7%、18歳以上13%と、全て上昇しており、前回調査時点よりも良くない結果となっています。

（朝食を欠食する人（毎日朝食を食べる人以外）の割合）

	小学生		中学生		市民（18歳以上）	
	H24	H28	H24	H28	H24	H28
毎日食べる	91.6%	90.8%	84.8%	75.3%	88.9%	87.0%
週に4～5日食べる	5.1%	4.9%	9.4%	19.8%	2.4%	5.0%
週に2～3日食べる	1.1%	1.9%	1.2%	3.3%	1.1%	3.3%
たまに食べる	1.8%	1.2%	3.5%	0.5%	3.3%	1.2%
食べない	0.4%	0.0%	1.1%	0.0%	3.0%	2.3%
無回答	0.0%	1.2%	0.0%	1.1%	1.3%	1.2%

④「孤食」の現状

一人で朝食を食べる子どもの割合は、24年度時点で小学生12.7%、中学生20.5%で、目標値を小学生5%以下、中学生10%以下と設定しました。28年度時点においては、小学生は17.9%、中学生は40.6%と、前回よりも良くない結果となりました。

なお、夕食については、一人で食べることが「よくある」または「ときどきある」と答えた小学生は4.3%、中学生は28.6%となっています。

また、近年は高齢者等の孤食も問題となっています。18歳以上の市民のうち、食事を共にする家族や友人がいないと答えた人の割合は、39歳以下が0.9%、40～64歳が9.8%、65歳以上は17.5%となっており、男女別に見ると、特に女性の高齢者の孤食が目立ちます。

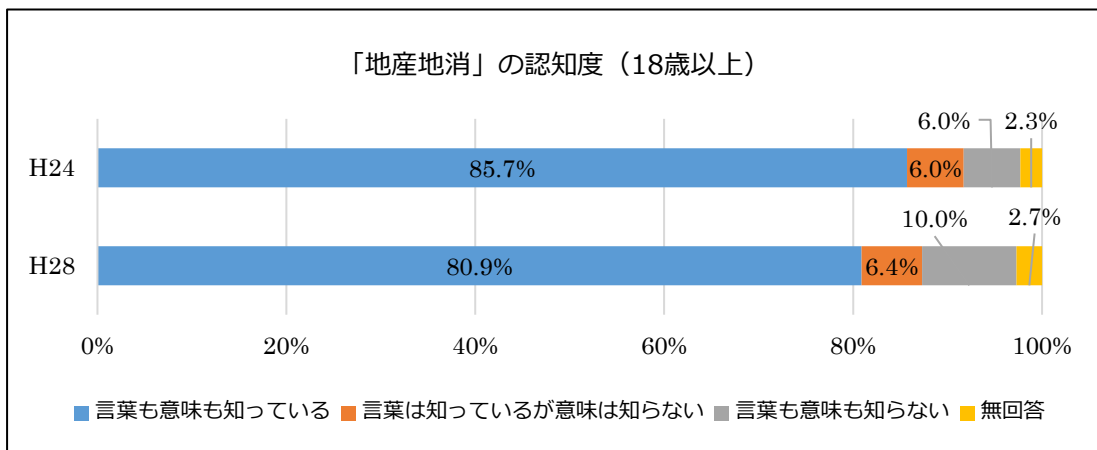
(食事を共にする家族や友人・知人等の有無(18歳以上))

		39歳以下	40～64歳	65歳以上
全体	いる	99.1%	90.2%	82.5%
	いない	0.9%	9.8%	17.5%
男性	いる	100.0%	89.0%	87.3%
	いない	0.0%	11.0%	12.7%
女性	いる	98.6%	90.8%	79.3%
	いない	1.4%	9.2%	20.7%

⑤家庭での「地産地消」の取り組みの実践状況

「地産地消」の認知度(言葉も意味も知っている人の割合)は、24年度時点で85.7%であり、目標値を95%と設定したものの、28年度時点では80.9%に低下しています。

また、食材を買うときに地元(指宿、鹿児島)産であることを意識して購入している人の28年度時点の割合は、「いつも意識している」人、「時々意識している」人を合わせて73.9%となっています。



⑥農林漁業体験への関心と現状

農林漁業体験の有無については、24年度時点で小学生の85.1%、中学生の76.8%、18歳以上の49.4%が経験があると回答しており、それぞれの目標値を、小学生95%、中学生95%、18歳以上70%と設定しました。しかし、28年度時点では、小学生77.2%、中学生73.6%、18歳以上47.9%と、前回調査

時と比べて全て低い数字となっています。

(農林漁業体験の有無)

	小学生		中学生		市民（18歳以上）	
	H24	H28	H24	H28	H24	H28
ある	85.1%	77.2%	76.8%	73.6%	49.4%	47.9%
ない	14.9%	21.6%	23.2%	26.4%	46.5%	49.0%
無回答	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%	4.1%	3.1%

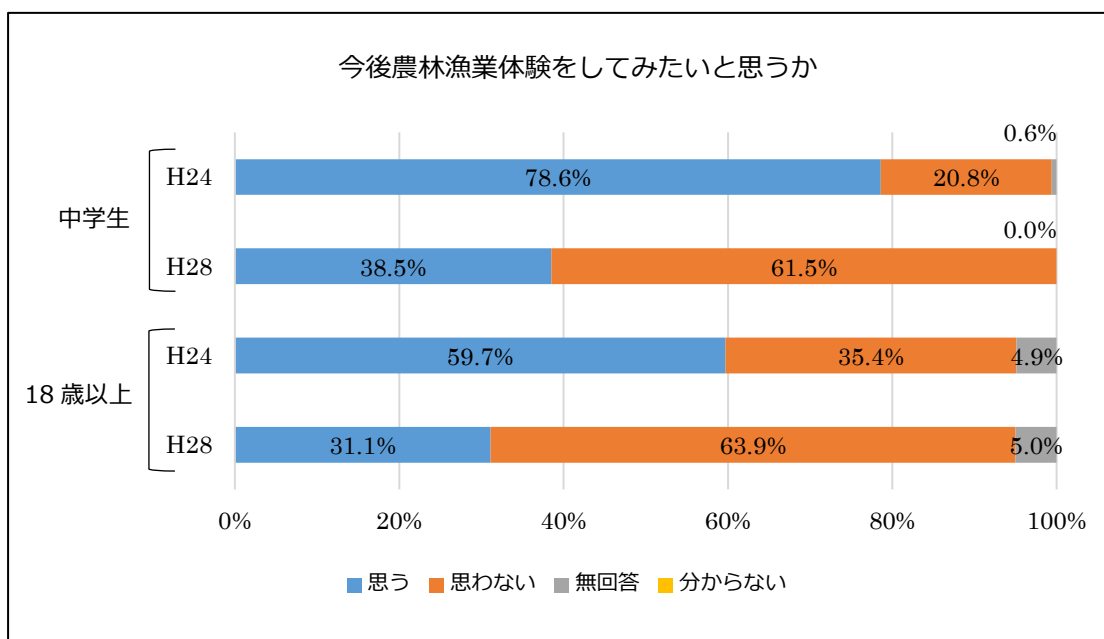
農林漁業体験への関心については、アンケートの対象となった小学生の保護者のうち81.5%が、今後子どもに農林漁業体験をさせたいと答えており、子どもの農林漁業体験への関心は高いことがうかがえます。

今後子どもに体験させたいものは、もっとも多かったのが野菜や果物などの栽培体験、次いで魚釣りという結果でした。農産物をただ収穫するだけでなく、育てるところから体験させたいという考えが見られます。

(今後子どもにどんな体験をさせたいか（小学生）)

	内容	回答数
1	野菜・果物などの栽培	23
2	魚釣り	20
3	牛の乳搾り	14
4	野菜・果物などの収穫	7
5	田植え	6

また、一方で、中学生以上の年代においては、おおむねどの年代も、6割以上が今後農林漁業体験をしたいと思わないと回答しており、24年度時点の調査と比べて、大幅に関心度が下がっています。



⑦給食における「地産地消」の現状

学校給食における県内産農林水産物の活用割合は、24年度時点が25%で、目標値を30%と設定しましたが、29年時点においては、64.2%と大幅な上昇が見られました。

(市学校教育課調べ)

⑧「かごしま地産地消推進店」の登録数

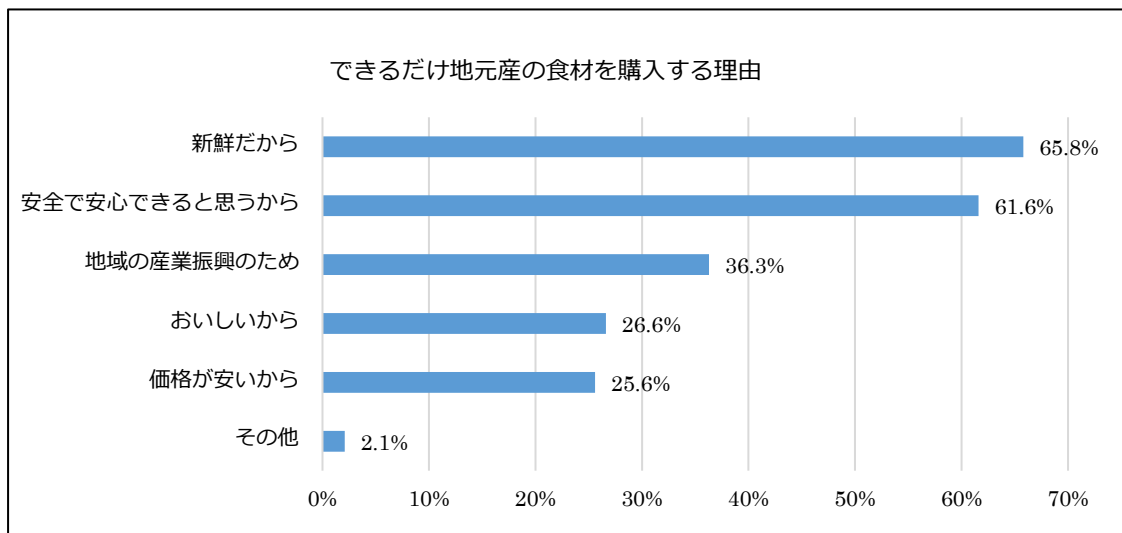
「かごしま地産地消推進店」の登録店数は、24年度時点で26店あり、目標を30店としましたが、29年度時点で30店となっており、目標を達成しています。

(県農政課調べ)

(2) アンケート結果から見える現状

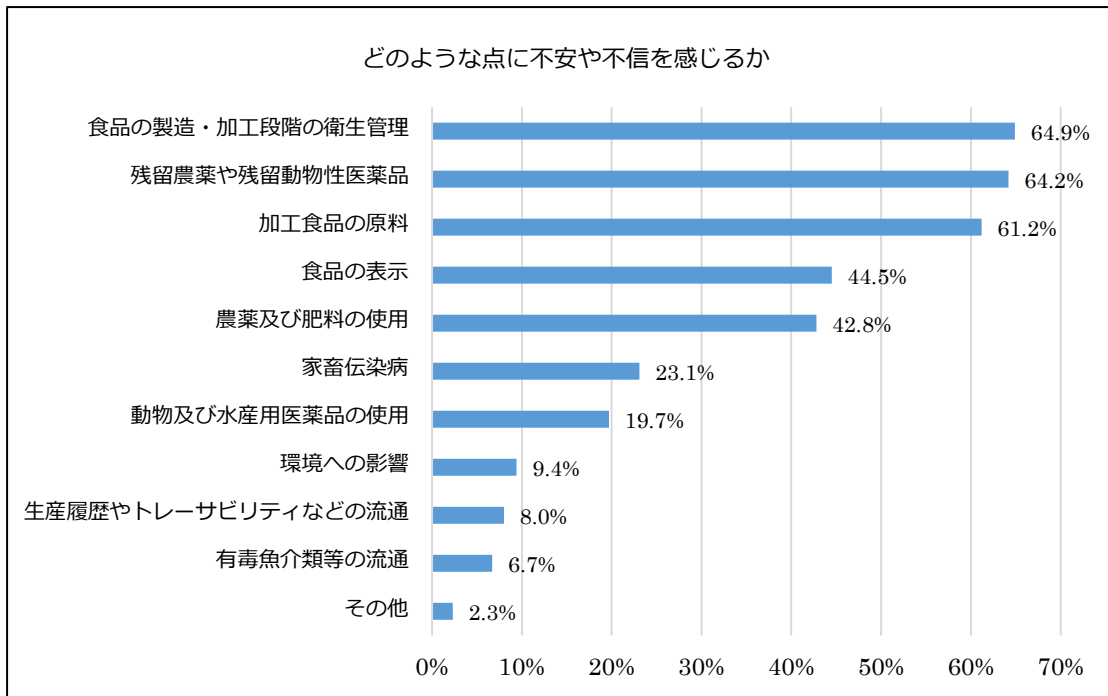
①安心・安全な食を求める動き

アンケートにおいて、できるだけ地元産の農産物を購入する理由として選択されているのは、「新鮮だから」が65.8%と最も高く、次いで「安全で安心できるから」が61.6%、「地域の産業振興のため」が36.3%と続いており、食品の質や安全性が求められていることが分かります。



また、昨今の産地や原材料、賞味期限等の偽装表示等の問題の多発を受けて、日常生活の中で食に対する不安を感じる人がいる人の割合も57.8%と、高くなっています。

具体的に不安や不信を感じる点としては、「食品の製造・加工段階の衛生管理」が64.9%で最も高く、次いで「残留農薬や残留動物性医薬品」が64.2%、「加工食品の原料」が61.2%となっています。



②地域の伝統的な食文化の継承

アンケートにおいて、食文化や郷土料理、伝統食などに「関心がある」、「どちらかといえば関心がある」と答えた人の割合は、全体では63.4%と6割以上の人が関心を持っていますが、20～39歳の女性は59.7%と比較的低めの数字となっています。

(食文化や郷土料理、伝統食などに関心があるか)

		20～39歳	40～64歳	65歳以上
男性	関心がある・どちらかといえば関心がある	65.8%	63.0%	62.0%
	あまり関心がない・関心がない	29.0%	35.6%	32.9%
	無回答	5.2%	1.4%	5.1%
女性	関心がある・どちらかといえば関心がある	59.7%	63.4%	66.1%
	あまり関心がない・関心がない	38.9%	30.5%	24.8%
	無回答	1.4%	6.1%	9.1%

また、郷土料理や伝統食を全く作ることをできない人の割合は、男性は全体的に高い数字となっていますが、女性は世代間で大きな差が見られます。

(郷土料理や伝統食などをつくらることができるか)

		20～39歳	40～64歳	65歳以上
男性	1種類以上つくれる	28.9%	24.7%	35.4%
	つukれない	57.9%	68.5%	49.4%
	無回答	13.2%	6.8%	15.2%
女性	1種類以上つくれる	54.1%	79.4%	70.2%
	つukれない	41.7%	10.7%	11.6%
	無回答	4.2%	9.9%	18.2%

2. 食をめぐる今後の課題

(1) 食育への関心の度合いと食生活・食習慣

保護者等における食育への関心の低下は、子どもたちへの食育の機会の減少につながります。その結果、食に対する適切な知識を十分に身に付けることができず、健康で豊かな食生活の実践が困難になる可能性も高まります。

生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育てていくためにも、「食」に対する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることが大切であり、そのために、市民と行政が一体となって食育の啓発・推進に取り組んでいくことが必要です。

(2) 農林漁業体験への関心と実践

農林漁業体験を通じて、「食」を育む風土に触れ、生産者と交流することで、「食」への興味と理解が深まり、安心・安全な「食」を選択することへつながります。

児童の保護者においては、子どもたちの農林漁業体験の大切さが理解されている一方で、体験の機会が得られていない子どももおり、家庭だけでなく保育所や学校等における体験の場の提供を積極的に推進していく必要があります。

(3) 地域の伝統的な食文化の継承

本市には、豊かな農林水産資源を生かした多様な食文化が受け継がれてきました。しかし、近年のライフスタイルの変化等に伴い、画一的な食習慣や季節感の無い食事が増え、伝統的な食文化に触れる機会は減少しています。

地域の伝統食等への関心はあるものの、継承の機会は少なく、伝統食や郷土料理をつくることのできない人も多くいます。

これまで家庭や地域において引き継がれてきた、郷土料理や行事食、食事の作法など、伝統的な食文化の保護・継承を推進していく必要があります。

(4) 地産地消

近年、食の安全への関心の高まりから、家庭における地産地消への取り組みは進展しています。しかしながら、アンケート結果からも分かるように、地元産にこだわらない人も3割近くおり、特に外食産業においては、コスト面から外国産の食品も多く利用されています。

学校給食における地産地消の推進や、飲食店等への働きかけ、市民が地元の農産物等を購入できる場の創出など、行政を中心とした関係機関が連携して、地産地消の推進に向けたさまざまな取り組みを実践していく必要があります。

(5) 安心・安全な「食」の確保

近年頻発している「食」の安全性に関わる問題を受けて、消費者の食品の安全性への関心は高まる傾向にあります。

市民一人ひとりが、安全な食生活を送るための知識を持ち、自らの目で安全な食材を選択することが大切です。

また、行政や関係機関の連携のもと、安心して安全な食料を供給できる産地づくりの推進に努める必要があります。



第3章 計画の基本理念と目標

1. 基本理念

“ 豊かな資源が織りなす 食と健幸のまち ” の実現

市民一人ひとりが、豊かな地域資源を生かしたさまざまな体験を通して「食」への感謝と理解を深め、「食」に関する知識や関心を高めることにより、「食」について考え、選択できる力を育成し、生涯を通じた健康づくりが実現できることを目指します。



2. 基本方針

「食をめぐる今後の課題」を踏まえ、「“豊かな資源が織りなす食と健幸のまち”の実現」を達成するために、以下の4項目を基本方針として定め、食育の推進に取り組みます。

(1) 健康で豊かな食生活の普及・啓発（ライフステージに応じた食育の推進）

世代やライフスタイルによって食生活の実態が異なり、求められる食育も変化していきます。

健康で豊かな食生活の実現のためには、各段階において、生涯にわたる食育の取り組みが必要です。ライフステージや場面に応じて、家庭や学校、地域等がそれぞれに適した食育を推進します。

(2) 地域の「食」に対する理解促進

世代間や地域間等のさまざまな人や、農林水産物等の生産者などとの交流の場の提供を推進し、「食」や、その食を育む農林水産業への理解・関心を深めます。

また、学校給食や市民講座等に、日本固有の伝統食や郷土料理を取り入れるなど、伝統的な食文化に触れる機会の創出に努め、地域に根ざした食文化の保護・継承を推進します。

(3) 地域の農林水産物の利用促進（地産地消の推進）

本市の温暖な気候と豊富な水資源、広大な土地を生かして生産されたさまざまな農林水産物の活用や、地産地消の推進に取り組みます。

また、学校給食において、地元の農林水産物を積極的に活用することで、季節感のある食卓を楽しみ、地元産の農林水産物の良さを理解して選択できる心を育みます。

(4) 「食」の安心・安全確保対策

産地や原材料、賞味期限等の偽装や残留農薬など、食に関するさまざまな問題が発生し、消費者の食に対する不安が高まる中、消費者のニーズに応えられる、安全で高品質な農林水産物を提供できる産地づくりを目指します。

また、食品の安全等について、普及・啓発を行い、自ら安全な食品を選ぶことのできる知識を身につけます。

第4章 具体的な取り組み

1. 健康で豊かな食生活の普及・啓発（ライフステージに応じた食育の推進）

（1）乳幼児期における食育

①家庭

- ・ 妊娠期及び乳幼児期の栄養と食生活について理解しましょう。
- ・ 毎日三度、バランスのとれた食事を取りましょう。
- ・ よく噛んで食べる習慣を身に付けましょう。
- ・ 食事マナーを身に付けましょう。
- ・ 家族で食卓を囲み、食事を楽しみましょう。
- ・ 配膳や後片付け、簡単な調理など、お手伝いを通じて「食」を楽しみましょう。
- ・ 地域の産物や旬の食材を食生活に取り入れましょう。

②保育園・幼稚園等

- ・ 野菜の栽培や収穫、調理体験などを通じた食育活動を推進します。
- ・ 保護者へ「食」の大切さを伝える啓発活動を推進します。

③地域

- ・ 保育園や幼稚園、行政等と連携した食育の取り組みを推進します。

④行政

- ・ 妊娠期及び乳幼児期の栄養と食生活について、窓口や広報紙、ホームページ等により情報提供を行います。
- ・ 保護者や親子を対象とした料理教室等の開催を推進します。
- ・ 生産者と保育園、地域等が連携した食育の取り組みを支援します。



（2）学童・思春期における食育

①家庭

- ・ 朝食を毎日食べましょう。
- ・ 毎日三度、バランスのとれた食事を取りましょう。
- ・ 「早寝・早起き・朝ごはん」運動に積極的に取り組み、基本的な生活習慣を確立しましょう。
- ・ 適正体重や、食べ物と体の関係について知りましょう。

- ・食べ物をよく噛み、食べすぎを防ぎましょう。
- ・買い物や調理の手伝いなど、食事づくりに参加できる機会をつくり、食材の選び方や調理技術などを身に付けましょう。
- ・家族で食卓を囲み、食事を楽しみましょう。
- ・地域の産物や旬の食材を食生活に取り入れましょう。
- ・家庭菜園など、普段から土に親しみましょう。

②学校

- ・野菜の栽培や収穫、調理体験などを通じた食育活動を推進します。
- ・給食だより等により、保護者や生徒へ地域の農産物や食文化、栄養バランスの大切さなどの理解を深める食育を行います。
- ・給食献立に「指宿『旬』野菜の日」を設け、旬の食材を使った季節料理や郷土料理等を提供します。
- ・関係機関との連携を図り、学校給食での安心・安全な食材の使用や地場産品の積極的な活用を推進します。



③地域

- ・学校や行政等と連携した食育の取り組みを推進します。

④行政

- ・栄養や食生活について、広報紙やホームページ等により情報提供を行います。
- ・保護者や親子を対象とした料理教室等の開催を推進します。
- ・学校給食における食材費の一部助成などを実施し、地元の食材が給食に活用される機会を増やします。
- ・行政や学校などの関係機関同士の連携と情報共有のもとに、より効果的な食育活動を行います。
- ・生産者と学校、地域等が連携した食育の取り組みを支援します。



(3) 成年期における食育

①家庭

- ・朝食を毎日食べましょう。
- ・毎日三度、バランスのとれた食事を取りましょう。
- ・肥満や痩せすぎが及ぼす健康被害について理解し、適正体重を維持するための食事（内容・量）を実践しましょう。
- ・家族や友人等と食卓を囲み、食事を楽しみましょう。
- ・外食や買い物の際に、食品表示を参考にして選ぶことのできる知識を身に付けましょう。
- ・地域の産物や旬の食材を食生活に取り入れましょう。

②地域

- ・行政等と連携した食育の取り組みを推進します。

③行政

- ・栄養や食生活、地元農産物等の情報などについて、広報紙やホームページ等により情報提供を行います。
- ・料理教室や健康相談、食材に関する講習会など、個人のライフスタイルに合った、「食」を学ぶ機会を充実させます。
- ・地域や関係機関等と連携し、産業まつり等の各種イベントを通じて生産者と消費者の交流を図ります。
- ・グリーンツーリズムやブルーツーリズムを推進し、農林水産業を体験できる場の創出に努めます。



(4) 高齢期における食育

①家庭

- ・自分にあった食事（内容・量）を理解し、実践しましょう。
- ・低栄養（主にたんぱく質の不足等）について理解しましょう。
- ・家族や友人等と食卓を囲み、食事を楽しみましょう。
- ・地域の産物や旬の食材を食生活に取り入れましょう。
- ・子どもや孫と一緒に調理をする機会を作り、地域の伝統的な食文化や郷土料



理などを伝えましょう。

②地域

- ・行政等と連携した食育の取り組みを推進します。

③行政

- ・栄養や食生活、地元農産物等の情報などについて、広報紙やホームページ等により情報提供を行います。
- ・料理教室や健康相談、食材に関する講習会など、個人のライフスタイルに合った、「食」を学ぶ機会を充実させます。
- ・地域や関係機関等と連携し、産業まつり等の各種イベントを通じて生産者と消費者の交流を図ります。



2. 地域の「食」に対する理解促進

(1) 農林漁業体験の推進

①家庭

- ・家庭菜園など、普段から土に親しみましょう。
- ・グリーンツーリズムやブルーツーリズムなど、農林漁業体験のできる機会を積極的につくりましょう。

②保育所・学校等

- ・野菜の栽培や収穫、調理体験などを通じた食育活動を推進します。

③地域

- ・行政や保育所、学校等と生産者が連携し、食育の取り組みを推進します。

④行政

- ・生産者と保育園や学校、地域等が連携した食農教育の取り組みを支援します。
- ・地域や関係機関等と連携し、産業まつり等の各種イベントを通じて生産者と消費者の交流を図ります。
- ・市民農園の貸し出しや、グリーンツーリズム・ブルーツーリズムの推進など、農林水産業を体験できる場の創出を促進します。



(2) 地域に根ざした食文化の普及・継承

①家庭

- ・地域の郷土食や伝統食などを、家庭の食事に取り入れましょう。
- ・四季の行事食を家庭の食事に取り入れて、日本や地域独自の食文化に触れる機会をつくりましょう。

②地域

- ・地域の行事などを通じて、地域独自の食文化や郷土食の継承を図ります。
- ・行政等と連携し、地域の伝統的な食文化を継承する取り組みを推進します。

③行政

- ・地域に伝わる郷土食や食文化等について、広報紙やホームページ等により情報提供を行います。
- ・食生活改善推進員等と協力し、地域の伝統的な食文化を継承する料理教室等の開催を推進します。



3. 地域の農林水産物の利用促進（地産地消の推進）

①家庭

- ・食生活に地域の食材をできるだけ多く取り入れましょう。
- ・地元の食材やその調理法を知りましょう。
- ・食材の食品表示に関心を持ちましょう。

②保育所・学校等

- ・給食に地域の食材をできるだけ多く取り入れます。
- ・献立に「指宿『旬』野菜の日」を設けて、地元の旬の食材の活用や郷土料理の提供など、学校給食における食育・地産地消を推進します。
- ・給食だより等により、保護者や生徒へ地元農産物や安全な食品を選ぶことの大切さを伝え、地産地消の推進を図ります。

③地域

- ・道の駅や直売所、イベント等を活用し、地元の農産物を市民に供給できる場を創出します。
- ・「かごしま地産地消推進店」への登録や、地元の飲食店や小売店等における積極的な地元生産物の活用を推進します。



④行政

- ・地域の農林水産物やレシピなどを広報紙やホームページ等で紹介し、地産地消や農林水産物の活用拡大に向けた情報発信を行います。
- ・「学校給食における食育推進検討会」を開催し、関係機関相互において情報共有を図り、給食における食育と地産地消を推進します。
- ・学校給食における食材費の一部助成などを実施し、地元の食材が給食に活用される機会を増やします。
- ・地域の飲食店や小売店と生産者を結びつける取り組みを行い、地元の生産物の活用を推進します。
- ・地域で生産される農林水産物を使用した新たな特産品の開発や未利用資源の活用等を推進し、農林水産物のさらなる活用を促進するため、6次産業化のサポートや販路開拓支援などに取り組みます。
- ・市内外で行われる各種イベントやフェアなどを通じて、指宿産の農林水産物のPRを行います。

4. 「食」の安心・安全確保対策

①家庭

- ・食材の鮮度の見分け方や適切な調理法、衛生管理など、安全な食生活を送るために必要な知識を身に付けましょう。
- ・日頃から食品の産地や成分などを気にかける習慣をつけ、安心して安全な食材を選びましょう。

②地域

- ・「かごしまの農林水産物認証（K-GAP）」の取得推進やI P M農法の推進、環境保全型農業の推進などにより、消費者の求める安心・安全な農産物の生産を推進します。

③行政

- ・食品の原産地表示や成分表示などについて、広報紙やホームページ、セミナー等により情報提供を行います。
- ・「かごしまの農林水産物認証（K-GAP）」の取得を推進し、安心・安全な農林水産物の供給を推進します。
- ・I P M農業の普及など、関係機関等と連携して、安全な農産物を求める消費者ニーズに応えることのできる産地づくりを推進します。



第5章 計画の実現に向けて

1. 推進体制

食育は、すべての市民が主体となって、家庭や地域、学校・幼稚園・保育所、職場等、さまざまな場面で、総合的に推進する必要があります。

その実現のために、市では、関係各課が横断的に連携する体制をつくり、関係団体と相互に連携・協力を図りながら、食育への取り組みを推進します。

2. 数値目標

項目	現状数値 (H28年度)	目標数値 (H39年度)
「食育」について関心を持っている人の割合を増やす ※1	69.7%	80%
栄養バランス等に配慮した食生活を送っている人の割合を増やす ※1	57.7%	80%
朝食を週5日以上食べる人の割合を増やす ※1	小学生 95.6% 中学生 92.9% 18歳以上 91.2%	小学生 100% 中学生 100% 18歳以上 92%以上
一人で食事をする子どもの割合を減らす(夕食) ※1	小学生 4.3% 中学生 28.6%	小学生 3%以下 中学生 10%以下
地元(指宿・鹿児島)産であることを意識して食材を購入する人の割合を増やす ※1	73.9%	80%
農林水産業体験をしたことのある人の割合を増やす ※1	小学生 77.2% 中学生 73.6% 18歳以上 47.9%	小学生 90% 中学生 90% 18歳以上 60%
学校給食における県内産農林水産物活用割合を増やす(重量ベース) ※2	64.2%	70%
かごしま地産池消推進店登録数を増やす ※3	30店舗	35店舗

※1 市民アンケート (H29.1)

※2 市学校教育課調べ (H29.6.12~16)

※3 県農政課調べ

用語解説

- ・かごしま地産地消推進店

県産農林水産物の活用にこだわっていることをセールスポイントとし、その情報を積極的に消費者に提供し、今後もさらにその活用を進めようという意欲がある飲食店等。

- ・かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）

鹿児島県内で生産される農林水産物について、県が「安心・安全」を確保する基準を策定し、その基準に従って生産され、出荷されていることを、審査・認証機関が審査し、認証する制度。

- ・環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

- ・共食

家族や友人、職場の人や地域の人など、誰かとともに食事をする事。

- ・グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム

農山漁村地域において、自然・文化・農林漁業体験や人々との交流を楽しむ滞在型の活動。

- ・孤食

家族と暮らしていながら、それぞれ別々に一人ひとり食事を取ること。また、一人暮らしの人が一人で食べる食事のこと。

- ・食育

「食」に関する情報を理解し、健康で安心・安全な食生活の実現を図るために、望ましい食習慣や「食」の安全、地域の食文化について、情報交換や体験の場を提供するとともに、子どもたちから「食」の安全、「食」の選び方や組み合わせ等を教え、「食」について関心を持ち、自ら考える習慣を身につけさせる取り組み。

- ・食育基本法

平成 17 年 7 月に、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進するため、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的として制定された。

- ・食事バランスガイド

健康で豊かな食生活の実現を目的に策定された「食生活指針」（平成 12 年 3 月）を具体的に行動に結びつけるものとして、平成 17 年 6 月に厚生労働省と農林水産省が決定した食生活の目安で、1 日に何をどれくらい食べることが望ましいのかを、こま状のイラストとして示したものを。

- ・食生活改善推進員

食生活や栄養に関する専門的な知識や経験を有し、地域における食育推進の担い手として、子どもから高齢者まで、健全な食生活を実践することのできる食育活動にボランティアで取り組んでいる人。

- ・地産地消

「地域生産・地域消費」の略語で、地域で生産した農林水産物をその地域で消費すること。

- ・ I P M

Integrated Pest Management の略で「総合防除」、「総合的有害生物管理」と訳されることが多い。利用可能な全ての防除技術を経済性を考慮しつつ慎重に検討し、病虫害及び雑草の発生増加を抑えるための適切な手段を総合的に講じるものであり、これを通じ、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減あるいは最小にする水準の維持を図るもの。